

業務上知り得た事項に関する規則

第一条（目的）

本規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会(以下、理事会とする)が東京大学教養学部学友会員(以下、会員とする)の信頼に基づいていることを再確認し、特に会員より、その信任に基づき提供された個人情報を中心とする、理事会に係る業務に際し知り得た情報の管理を徹底することを目的とする。

第二条（定義）

本規約において、「業務上知り得た事項」とは、学友会学生理事会に関する業務に際し、理事及び総務が知り得る全ての事項を指す。

第三条（理事及び総務の義務）

理事及び総務は、業務外において、業務上知り得た事項を公開または公開することを示唆してはならない。特に、特定の団体または個人への利益または不利益を目的とする公開及びその示唆は絶対にしてはならない。

第四条（罰則）

理事又は総務が前条の規定に違反したときは、以下に定める罰則を与える。ただし、その際には理事会を開き、前条の規定に違反した理事又は総務(本条において、当該理事又は総務とする)に弁解の機会を与えなければならない。

一 理事会は、理事の過半数の賛成をもって、当該理事又は総務に対し、厳重注意を行うことができる。

二 活動保障費の減額による罰則は、「活動保障費に関する規則」第六条及び第七条の規定を適用する。

三 理事会は、理事の過半数の賛成をもって、期限を定め、当該理事又は総務が本会理事会の業務に関するシステム及び端末へアクセスすることを禁じることができる。

四 理事会は、理事の過半数の賛成をもって、期限を定め、当該理事又は総務が学友会室に立ち入ることを禁止することができる。ただし、この規定は、当該理事又は総務がサークル担当者として窓口でサービスを受けることを妨げない。

五 理事会は、当該総務に対する罰則が本条一から四をもってしても不十分であると判断したときは、出席者全員の賛成をもって、当該総務の地位を一定期間停止し、または剥奪することができる。ただし、その決定の際に、当該総務は賛成または反対の意思表示をすることはできない。

六 理事会は、当該理事に対する罰則が本条一から四をもってしても不十分であると判断したときは、理事全員の賛成をもって、当該理事を選出した評議員会に対し、一週間以内に、

当該理事に対する信任投票を行うよう要望しなければならない。ただし、その決定の際に、当該理事は賛成または反対の意思表示をすることはできない。

第五条（改正）

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

2022年7月30日の臨時理事会で可決。同日より施行。